

## 東京都自転車活用推進協議会設置要綱

(制定) 令和3年12月16日付 3都市基交第685号

(改定) 令和7年12月4日付 7都市基交第1236号

### (目的)

第一条 東京都自転車活用推進計画に基づき、自転車活用を推進するため、自転車活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第二条 協議会は、次に掲げる事務を掌握する。

- 1 自転車活用の推進に関する事項
- 2 自転車活用推進重点地区に関する事項
- 3 その他協議会の目的を達成するために必要と認められる事項

### (組織)

第三条 協議会は、別紙に掲げる委員（会長を含む。）により構成する。

### (会長)

第四条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、協議会を招集し、議事を総理する。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して、協議会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 4 前条の規定のほか、会長が必要と認める者を委員に指名することができる。
- 5 会長に事故がある場合は、会長が指定する者がその職務を代理する。

### (会議の公開)

第五条 協議会及び協議会の資料は、公開とする。ただし、会長が不相当と認めるときは、この限りではない。

### (事務局)

第六条 協議会の事務局は、都市整備局都市基盤部交通企画課に置く。

### (部会の設置及び運営)

第七条 第二条第2項の自転車活用推進重点地区における自転車活用を推進するため、協議会の下に部会を置く。

- 2 部会は、第三条の委員の中から構成し、必要に応じて委員以外を構成に加えることが

できる。

- 3 部会は、重点地区における施策の推進に必要な事項について、協議・調整を行う。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。
- 5 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。
- 6 部会長は、必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(補則)

第八条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月4日から施行する。

「東京都自転車活用推進協議会」委員名簿

◎：協議会会長

- ◎ 都市整備局 地域公共交通担当部長
- 関東地方整備局 東京国道事務所交通対策課長
- 関東地方整備局 相武国道事務所交通対策課長
- 総務局 総務部 企画担当課長
- 都民安全総合対策本部 総合推進部 交通安全担当課長
- スポーツ推進本部 国際スポーツ事業部自転車活用推進担当課長
- 都市整備局 都市基盤部 交通プロジェクト担当課長
- 環境局 環境改善部 自動車環境課長
- 保健医療局 保健政策部 健康推進課長
- 産業労働局 観光部 企画調整担当課長
- 建設局 道路管理部 安全施設課長
- 港湾局 臨海開発部 開発整備課長
- 港湾局 臨海開発部 開発調整担当課長
- 交通局 総務部 企画調整課長
- 教育庁 総務部 教育政策課長
- 警視庁 交通部 交通総務課 交通安全担当管理官
- 警視庁 交通部 交通規制課 都市交通管理室長
- 千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課長
- 中央区 環境土木部 交通課長
- 港区 街づくり支援部 地域交通課長
- 新宿区 みどり土木部 交通対策課長
- 文京区 土木部 管理課長
- 台東区 都市づくり部 交通対策課長
- 墨田区 都市整備部 土木管理課長

江東区	土木部 地域交通課長
品川区	防災まちづくり部 地域交通政策課長
目黒区	都市整備部 みどり土木政策課長
大田区	都市基盤整備部 都市基盤計画調整担当課長
世田谷区	土木部 交通安全自転車課長
渋谷区	土木部 交通政策課長
中野区	都市基盤部 交通政策課長
杉並区	都市整備部 交通企画担当課長
豊島区	都市整備部 土木管理課長
北区	土木部 交通事業担当課長
荒川区	防災都市づくり部 都市計画課長
板橋区	土木部 土木計画・交通安全課長
練馬区	土木部 交通安全課長
足立区	都市建設部 交通対策課長
葛飾区	都市整備部 交通政策課長
江戸川区	土木部 計画調整課長
八王子市	都市計画部 交通企画課長
立川市	産業まちづくり部 交通企画課長
武蔵野市	都市整備部 交通企画課長
三鷹市	防災安全部 安全安心課長
青梅市	市民安全部 交通政策課長
府中市	生活環境部 地域安全対策課長
昭島市	都市整備部 交通対策課長
調布市	都市整備部 交通対策課長
町田市	都市づくり部 交通事業推進課長
小金井市	都市整備部 交通対策課長
小平市	都市開発部 交通対策課長
日野市	まちづくり部 道路課長

東村山市	まちづくり部	交通課長
国分寺市	建設環境部	交通対策課長
国立市	都市整備部	道路交通課長
福生市	都市建設部	まちづくり計画課長
狛江市	都市建設部	道路交通課長
東大和市	まちづくり部	都市基盤課長
清瀬市	都市整備部	道路交通課長
東久留米市	都市建設部	道路計画課長
武蔵村山市	都市整備部	交通企画・モノレール推進課長
多摩市	都市整備部	交通対策担当課長
稲城市	都市建設部	まちづくり計画課長
羽村市	まちづくり部	土木課長
あきる野市	都市整備部	交通政策課長
西東京市	まちづくり部	交通課長
瑞穂町	都市整備部	建設課長
日の出町	生活安全安心課長	
檜原村	産業環境課長	
奥多摩町	環境整備課長	
大島町	政策推進課長	
利島村	環境建設課長	
新島村	企画財政課長	
新島村	総務課長	
神津島村	総務課長	
三宅村	企画財政課長	
御蔵島村	産業課長	
八丈町	企画財政課長	
青ヶ島村	総務課長	
小笠原村	総務課長	